

 県章		令和 6 年（2024 年） 1 2 月 2 7 日 号 外 （ 4 ） 金 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行																																																				
目次（※印は、県例規集に登載するもの） ○ 規 則 ※滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1 ※滋賀県税規則の一部を改正する規則（税政課） 6 ※滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課） 7 ○ 訓 令 ※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正（人事課） 7 ○ 教 育 委 員 会 訓 令 ※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正（教育総務課） 7																																																						
規 則																																																						
滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 6 年12月27日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県規則第84号 滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号）の一部を次のように改正する。 第5条第8項中「224,200円」を「227,500円」に改める。 別表第1を次のように改める。 別表第1（第4条関係） 技 能 労 務 職 給 料 表 <table><tr><th rowspan="2">号給</th><th>特(1)</th><th>(1)</th><th>(2)</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>166,500</td><td>166,500</td><td>238,200</td></tr><tr><td>2</td><td>167,700</td><td>167,700</td><td>239,100</td></tr><tr><td>3</td><td>168,800</td><td>168,800</td><td>239,900</td></tr><tr><td>4</td><td>169,900</td><td>169,900</td><td>240,700</td></tr><tr><td>5</td><td>171,200</td><td>171,200</td><td>247,400</td></tr><tr><td>6</td><td>172,400</td><td>172,400</td><td>248,600</td></tr><tr><td>7</td><td>173,600</td><td>173,600</td><td>249,800</td></tr><tr><td>8</td><td>174,800</td><td>174,800</td><td>251,000</td></tr><tr><td>9</td><td>175,800</td><td>175,800</td><td>252,100</td></tr><tr><td>10</td><td>177,000</td><td>177,000</td><td>253,200</td></tr></table>				号給	特(1)	(1)	(2)	給料月額	給料月額	給料月額		円	円	円	1	166,500	166,500	238,200	2	167,700	167,700	239,100	3	168,800	168,800	239,900	4	169,900	169,900	240,700	5	171,200	171,200	247,400	6	172,400	172,400	248,600	7	173,600	173,600	249,800	8	174,800	174,800	251,000	9	175,800	175,800	252,100	10	177,000	177,000	253,200
号給	特(1)	(1)	(2)																																																			
	給料月額	給料月額	給料月額																																																			
	円	円	円																																																			
1	166,500	166,500	238,200																																																			
2	167,700	167,700	239,100																																																			
3	168,800	168,800	239,900																																																			
4	169,900	169,900	240,700																																																			
5	171,200	171,200	247,400																																																			
6	172,400	172,400	248,600																																																			
7	173,600	173,600	249,800																																																			
8	174,800	174,800	251,000																																																			
9	175,800	175,800	252,100																																																			
10	177,000	177,000	253,200																																																			

2	令和6年(2024年)12月27日	滋賀県公報	号外(4)
11	178,300	178,300	254,300
12	179,500	179,500	255,400
13	180,600	180,600	256,400
14	181,800	181,800	257,400
15	183,100	183,100	258,400
16	184,400	184,400	259,400
17	185,700	185,700	260,400
18	187,400	187,400	261,300
19	189,100	189,100	262,200
20	190,800	190,800	263,100
21	192,500	192,500	263,900
22	194,200	194,200	264,700
23	195,800	195,800	265,500
24	197,400	197,400	266,300
25	199,000	199,000	267,000
26	200,500	200,500	267,800
27	202,000	202,000	268,600
28	203,500	203,500	269,300
29	205,000	205,000	270,000
30	206,500	206,500	270,800
31	208,000	208,000	271,600
32	209,500	209,500	272,300
33	211,000	211,000	282,500
34	212,400	212,400	283,800
35	213,800	213,800	285,000
36	215,200	215,200	286,200
37	216,600	216,600	287,300
38	217,700	217,700	288,500
39	218,800	218,800	289,800
40	219,900	219,900	291,100
41	220,000	220,000	292,400
42	221,700	221,700	293,400
43	223,000	223,000	294,400
44	224,300	224,300	295,500
45	225,600	225,600	296,600
46	226,700	226,700	297,800
47	227,800	227,800	298,900
48	228,900	228,900	300,100

49	230,000	230,000	301,300
50	231,100	231,100	302,600
51	232,200	232,200	303,900
52	233,300	233,300	305,200
53	234,400	234,400	306,500
54	235,400	235,400	307,800
55	236,400	236,400	309,100
56	237,300	237,300	310,400
57	238,200	238,200	311,700
58	239,100	239,100	313,000
59	239,900	239,900	314,300
60	240,700	240,700	315,400
61	247,400	247,400	316,300
62	248,600	248,600	317,600
63	249,800	249,800	318,900
64	251,000	251,000	320,200
65	252,100	252,100	321,400
66	253,200	253,200	322,700
67	254,300	254,300	323,900
68	255,400	255,400	325,100
69	256,400	256,400	326,400
70	257,400	257,400	327,500
71	258,400	258,400	328,600
72	259,400	259,400	329,700
73	260,400	260,400	330,400
74	261,300	261,300	331,300
75	262,200	262,200	332,000
76	263,100	263,100	332,800
77	263,900	263,900	333,600
78	264,700	264,700	334,000
79	265,500	265,500	334,600
80	266,300	266,300	335,300
81	267,000	267,000	336,100
82	267,800	267,800	336,800
83	268,600	268,600	337,500
84	269,300	269,300	338,100
85	270,000	270,000	338,600

86	270,800	270,800	339,200
87	271,600	271,600	339,700
88	272,300	272,300	340,300
89	273,000	282,500	340,600
90	273,800	283,800	341,100
91	274,600	285,000	341,500
92	275,300	286,200	341,900
93	276,000	287,300	354,300
94	276,700	288,500	355,700
95	277,400	289,800	357,100
96	278,100	291,100	358,500
97	278,800	292,400	360,000
98	279,500	293,400	360,800
99	280,200	294,400	361,800
100	280,900	295,500	362,800
101	281,500	296,600	363,700
102	282,200	297,800	364,800
103	282,800	298,900	365,700
104	283,500	300,100	366,700
105	284,100	301,300	367,600
106	284,800	302,600	368,300
107	285,400	303,900	369,000
108	286,100	305,200	369,600
109	286,700	306,500	370,000
110	287,400	307,800	370,600
111	288,000	309,100	371,300
112	288,500	310,400	372,000
113	289,000	311,700	372,300
114	289,600	313,000	373,000
115	290,100	314,300	373,700
116	290,700	315,400	374,300
117	291,200	316,300	374,600
118	291,700	317,600	375,100
119	292,300	318,900	375,700
120	292,900	320,200	376,300
121	293,400	321,400	376,600
122	293,900	322,700	377,200
123	294,300	323,900	377,900

124	294,600	325,100	378,500
125	294,800	326,400	378,900
126	295,100	327,500	379,400
127	295,300	328,600	380,000
128	295,600	329,700	380,500
129	295,800	330,400	381,000
130	296,000	331,300	381,600
131	296,300	332,000	382,100
132	296,500	332,800	382,400
133	296,800	333,600	382,800
134	297,100	334,000	383,300
135	297,400	334,600	383,700
136	297,700	335,300	384,100
137	298,000	336,100	384,500
138	298,300	336,800	385,000
139	298,600	337,500	385,400
140	299,000	338,100	385,800
141	299,200	338,600	386,100
142	299,400	339,200	
143	299,700	339,700	
144	300,100	340,300	
145	300,300	340,600	
146	300,600	341,100	
147	301,000	341,500	
148	301,400	341,900	
149	301,600	342,300	
150	301,900	342,800	
151	302,200	343,300	
152	302,500	343,800	
153	302,700		
154	303,000		
155	303,300		
156	303,600		
157	303,800		
158	304,200		
159	304,600		
160	304,900		

161	305,100	
162	305,300	
163	305,600	
164	306,000	
165	306,200	
166	306,400	
167	306,700	
168	307,000	
169	307,400	
170	307,600	
171	307,900	
172	308,200	
173	308,500	

注 この表の特(1)欄は第 2 条第14号に規定する職員に、(1)欄は特(1)欄または(2)欄の適用を受けない職員に、(2)欄は同条第 1 号に規定する職員その他知事が適当と認める職員に適用する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新規則の規定を適用する場合には、改正前の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第85号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第20条の21の見出しおよび同条第 2 項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（条例第73条の 3 第 2 項後段の運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるもの）

第20条の22 条例第73条の 3 第 2 項後段の運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものは、免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次条において同じ。）に記録された特定免許情報（同法第95条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次条において同じ。）が表示された電子計算機の映像面であつて知事が適当と認めるものとする。

（条例第73条の 3 第 2 項後段のその他規則で定めるもの）

第20条の23 条例第73条の 3 第 2 項後段のその他規則で定めるものは、免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力することにより作成した書面であつて知事が適当と認めるものとする。

第23条の 3（見出しを含む。）中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（条例第73条の14第 2 項のその他規則で定めるもの）

第23条の 4 第20条の23の規定は、条例第73条の14第 2 項のその他規則で定めるものについて準用する。

別記様式第17号の38中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第17号の38による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第86号

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成17年滋賀県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第15項および第16項を削り、同条第17項中「別表第1第17項」を「別表第1第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「別表第1第18項」を「別表第1第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「別表第1第19項」を「別表第1第17項」に改め、同項を同条第17項とする。

第4条第1項第3号および第4号を削り、同項第5号中「別表第2教育委員会の項第5号」を「別表第2教育委員会の項第3号」に改め、同号を同項第3号とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

滋賀県訓令第32号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第2号中「36,000円」を「37,000円」に改める。

別表(1)の項中「352,700」を「359,900」に改め、同表(2)の項中「263,600」を「275,300」に改め、同表(3)の項および(4)の項中「259,000」を「272,300」に改め、同表(5)の項中「263,600」を「275,300」に改め、同表(6)の項から(8)の項までの規定中「345,500」を「354,200」に改め、同表(9)の項中「422,400」を「437,500」に改める。

付 則

- この訓令は、令和6年12月27日から施行し、改正後の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 新規程の規定を適用する場合には、改正前の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第11号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表第1(1)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(2)の項中「1,980」を「2,050」に改め、同表(3)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(4)の項中「1,620」を「1,670」に改め、同表(5)の項中「2,030」を「2,100」に改め、同表(6)の項中「3,580」を「3,750」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「5,110」を「5,350」に改め、同表(9)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(10)の項中「2,790」を「2,890」に改め、同表(11)の項中「1,620」を「1,670」に改め、同表(12)の項中「1,020」を「1,050」に改め、同表(13)の項および(14)の項中「1,620」を「1,670」に改める。

別表第2(1)の項および(2)の項中「2,790」を「2,890」に改め、同表(3)の項中「3,610」を「3,710」に改め、同表(4)の項中「4,710」を「4,840」に改め、同表(5)の項中「6,650」を「6,830」に改め、同表(6)の項中「4,130」を「4,260」に改め、同表(7)の項中「4,200」を「4,320」に改め、同表(8)の項中「4,120」を「4,230」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

